

令和8年度剪定枝木資源化業務委託(単価契約)仕様書

1. 件名

令和8年度剪定枝木資源化業務委託(単価契約)

2. 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

3. 積載場所(【参考】3のとおり)

我孫子市中峠2112番地外(剪定枝木ストックヤード)

4. 目的

本業務は、我孫子市内から集積された剪定枝木を積込・運搬し、適正に資源化することを目的とする。

5. 業務内容及び範囲

受注者は、発注者が引き渡す剪定枝木を受注者の処理施設まで運搬し、受注者の施設において資源化処理、残渣の処分まで一連の業務を、関係法令を遵守の上、衛生的かつ適正確実に行うものとする。

なお、受注者が複数となる場合、運搬業者は、積載場所から剪定枝木を積み込み、資源化施設まで運搬すること。処分業者は、運搬された剪定枝木の資源化を行うこと。また、資源化の手法は問わない。

6. 予定数量

1,407t程度

10トン車(4トン積載想定)で352台程度

7. 荷姿

紐で束ねた枝葉とバラの枝葉の混在。

(1本の太さ概ね20cm、長さ1.5m程度以下)

8. 搬出と計量

(1)搬出の日程は、発注者が別途委託する剪定枝木ストックヤード管理業務の受注者と連絡調整するものとする。

(2)本業務に使用する運搬車両は、受注者の負担により用意するものとし、受注者は、剪定枝木ストックヤード管理業務の受注者が用意した重機(【参考】2のとおり)を用いて、運搬車両に剪定枝木を積み込み、剪定枝木が飛散し、及び流出しないように受注者の資源化施設に運搬するものとする。なお、重機について、受注者の過失によるものと認められる破損紛失があった

場合は、受注者の責任において負担又は補充するものとする。

(3)計量は、発注者の計量所において計量するものとする。ただし、発注者の計量所の計量台(6.5m×2.5m)に車両が乗らない場合は受注者の計量所で計量すること。

この場合、計量票の写しを発注者にFAXまたはメールにて都度送付すること。

(4)受注者は、積載場所の接続道路である大型車通行禁止区間を確認し、通行許可が必要な場合は事前に管轄警察署より通行許可を受けるものとする。なお、クリーンセンター北側の千葉県道・茨城県道170号我孫子利根線は、総重量8トン以上通行禁止区域なので当該許可をとること。

(5)発注者の計量所から剪定枝木ストックヤードまでの道路は、狭隘かつ農耕車の出入りがあるため、事故のないよう十分注意すること。また、極力、農耕車の出入りがない時間帯に搬出できるように発注者と協議すること。

(6)搬出にあたっては、発注者の指示・協議により行うものとし、事故については、受注者が一切の責任を負うこと。

9. 搬出日時

(1)祝日を含む月曜日から金曜日(年末年始を除く)とする。

(2)原則、発注者の計量所において計量可能な時間である午前8時30分から11時30分、午後1時から4時まで(祝日は3時まで)とするが、発注者と協議のうえ決定する。

10. 搬出回数

搬出回数は、週5回程度を見込むものとするが、年間の搬入量が毎月一定ではないことから詳細は双方協議の上で調整するものとする。

また、1日最大3台の搬出台数に対応すること。

11. 提出書類

受注者は、契約後速やかに以下の各項に掲げる書類を提出すること。

(1) 運搬車両一覧表(車輛形状 最大積載量、車輛登録番号)

(2) 剪定枝木の処理過程等を記載したフローシート

(3) 受注者の計量所で計量する場合は、計量法による検定及び直近の定期検査に合格したことを証明するもの。

(4) 8(4)に示す通行許可を受けたときは、その写し。

(5) その他、発注者が指示する書類

12. 委託料の支払い

受注者は、月ごとに発注者に請求を行い、発注者は請求日から30日以内に受注者に委託料を支払うものとする。

13. 契約の解除

発注者及び受注者は、相手方が本契約条項に違反したとき及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項第1号から第3号までに定める基準に適合しなくなったときは、催告の上、本業務を解除することができる。

14. 再委託の禁止

受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、軽微な業務(コピーや資料の収集、収集資料の整理、単純な集計、原稿のワープロ打ちなど、容易に扱える簡易な業務)は、この限りではない。

15. 関係法令の遵守

- (1) 受注者は、業務の実施にあたり廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働基準法、道路運送車両法、我孫子市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例及びその他関係法令を遵守しなければならない。
- (2) 業務従事者に対するこれらの法律の遵守指導は、受注者の負担と責任において行わなければならない。

16. 契約、報告、連絡等について

本業務の実施において、運搬、資源化、最終処分業者が異なる場合は、当市とそれぞれの業者を含む複数者の契約とし、契約業務、搬出の手配、連絡等の事務は、運搬業者、資源化業者のいずれかの業者が代表して行うこと。

また、委託料の請求についても代表の業者が一括して請求するものとする。

17. その他

この仕様書に定めのない事項又は解釈に疑義を生じた場合は、双方、その都度協議の上で解決にあたるものとする。

【参考】

1. 剪定枝木搬入量(kg)

月	令和7年度	令和6年度
	月合計(kg)	月合計(kg)
4月	71,710	70,890
5月	86,640	96,090
6月	101,490	102,980
7月	92,950	94,170
8月	73,710	66,370
9月	137,670	76,590
10月	121,670	132,430
11月	106,670	133,190
12月	97,180	138,490
1月	-	204,510
2月	-	156,290
3月	-	135,270
合計	889,690	1,407,270
月平均	98,854	117,273

2. 使用可能な重機(予定)

	種類	メーカー	型番	備考
1	油圧ショベル (アタッチメントつかみ機)	日立建機	ZX120-7	同等品を使用予定
2	ホイールローダー	CAT	910H	同等品を使用予定

3. 剪定枝木ストックヤード(積込・搬出場所)
中峠2112番地外

